

## 地方独立行政法人山口県立病院機構に係る第2期中期計画の概要

## 第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

## 1 医療の提供

(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実

<総合医療センター> [指標: 新規入院患者数、平均在院日数]

**県の基幹病院として、第1期計画期間に整備した最新の医療基盤を活用し、高度専門医療の提供を充実**

## □救急医療

・重症・重篤な患者の常時受入れ

## □周産期医療 [指標: 体外受精治療周期数]

・高度で専門的な医療の提供、高度生殖医療の推進等

## □へき地医療 [指標: 巡回診療の実施]

・巡回診療及び代診医派遣の実施、総合医の育成支援等

## □災害医療 [指標: DMA Tの災害訓練への参加]

・災害時の医療救護活動、災害医療従事者の育成等

## □感染症医療 [指標: 感染症に関する訓練の実施]

・医療体制の整備、感染症発生時の迅速かつ確実な対応

## □専門医療、急性期医療

[指標: がんの手術件数、脳血管内手術件数ほか]

・固形がん・血液がんに対する集学的治療、緩和ケアの推進等

・脳卒中に対する総合的で質の高い医療提供

・急性心筋梗塞などに対する診療科横断的な治療等

・糖尿病の透析予防指導等

・人工関節センターにおける高度な治療等

・早期急性期リハビリテーションの充実等

・小児専門医療、遺伝診療及び認知症への対応

<こころの医療センター> [指標: 新規入院患者数、平均在院日数]

**県の基幹病院として、精神科における救急・急性期医療や難治性・重症患者への専門医療等の充実**

## □精神科救急・急性期医療への対応

[指標: 措置・緊急措置入院患者の受入れほか]

・精神科救急医療システムの基幹病院としての役割

## □難治性・重症患者への専門医療及び地域生活支援への対応

・多職種連携によるチーム医療等

## □児童・思春期精神科医療の充実

[指標: 児童・思春期外来診療延べ患者数、関係機関支援件数]

・多職種連携による診療体制の強化、臨床心理センターにおける関係機関支援等

## □認知症、高次脳機能障害への医療連携の構築

[指標: 地域包括支援センター等との会議開催回数ほか]

・認知症疾患医療センター及び高次脳機能障害支援センターにおける専門医療相談等

## □司法精神医療体制の向上

・医療観察法の指定入院・通院医療機関としての適切な医療提供

(2) 医療従事者の確保、専門性の向上

## □医療従事者の確保

・適時適切な採用

## □医療従事者の専門性の向上

・質の高い医療従事者の育成、資格取得に対する支援等

(3) 施設設備の整備

・医療施設や高度医療機器などの計画的な整備

(4) 医療に関する安全性の確保

□医療事故の防止対策 未然防止努力、発生状況の公表等

□医薬品及び医療機器の安全管理 [指標: 服薬指導件数]

□院内感染の防止対策 院内感染の監視、指導・教育

(5) 患者サービスの向上

□患者本位の医療の実践 [指標: クリニカルパス使用件数]

□チーム医療の推進 多職種の連携・補完による医療の推進

□適正な情報管理 情報管理体制の強化等

□院内サービスの向上 患者及び来院者ニーズの把握等

□情報の発信 県民への健康に有用な情報の提供等

(6) 地域医療への支援

□地域医療連携の推進 [指標: 紹介率、逆紹介率]

・地域医療支援病院として紹介患者の受入れ及び逆紹介を推進

□社会的な要請への協力

・公的機関が行う研修会への講師派遣等

## 2 医療に関する調査及び研究

## □臨床研究の実施

・調査研究の取組、がん登録の推進、治験・共同研究の実施

## 3 医療従事者等の研修

□臨床研修医の受入れ [指標: 初期研修医数]

□実習生の受入れ 医学生、看護学部生などの受入れ等

□地域医療従事者の育成 実習の引受け、研修会等の実施

## 第2 業務運営の改善及び効率化

## 1 効率的・効果的な業務運営

## □経営管理体制の強化

・戦略的な業務運営、事務の効率化等

## □組織、人員配置の的確な運用

・業務環境等の変化に対応した的確な組織の見直し、人員配置

## □適切な予算執行

・効率的・効果的な予算執行、経営改善の成果の検証

## □2病院の連携

・職員の相互派遣、医薬品の共同購入等

## 2 収入の確保、費用の節減・適正化

□収入の確保 [指標: 新規入院患者数]

□費用の節減 [指標: 材料費対医業収益比率、後発医薬品採用率ほか]

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

中期目標期間 (H27.4.1~H31.3.31) 内の黒字

## 第4 短期借入金の限度額

限度額 1,700万円

## 第5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

## 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## 第7 剰余金の使途

病院施設の整備、医療機器の購入等

## 第8 料金に関する事項

使用料及び手数料、還付、減免

## 第9 その他業務運営に関する重要事項

## 1 人事に関する計画

・優れた職員の確保・育成、適切な人員配置、給与制度の適正な運用、人事評価制度の見直し

## 2 就労環境に関する計画

・働きやすい職場づくり

## 3 積立金の処分に関する計画

・病院施設の整備、医療機器の購入等